

碧南市 高齢者ほっとプラン

第9期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
碧南市

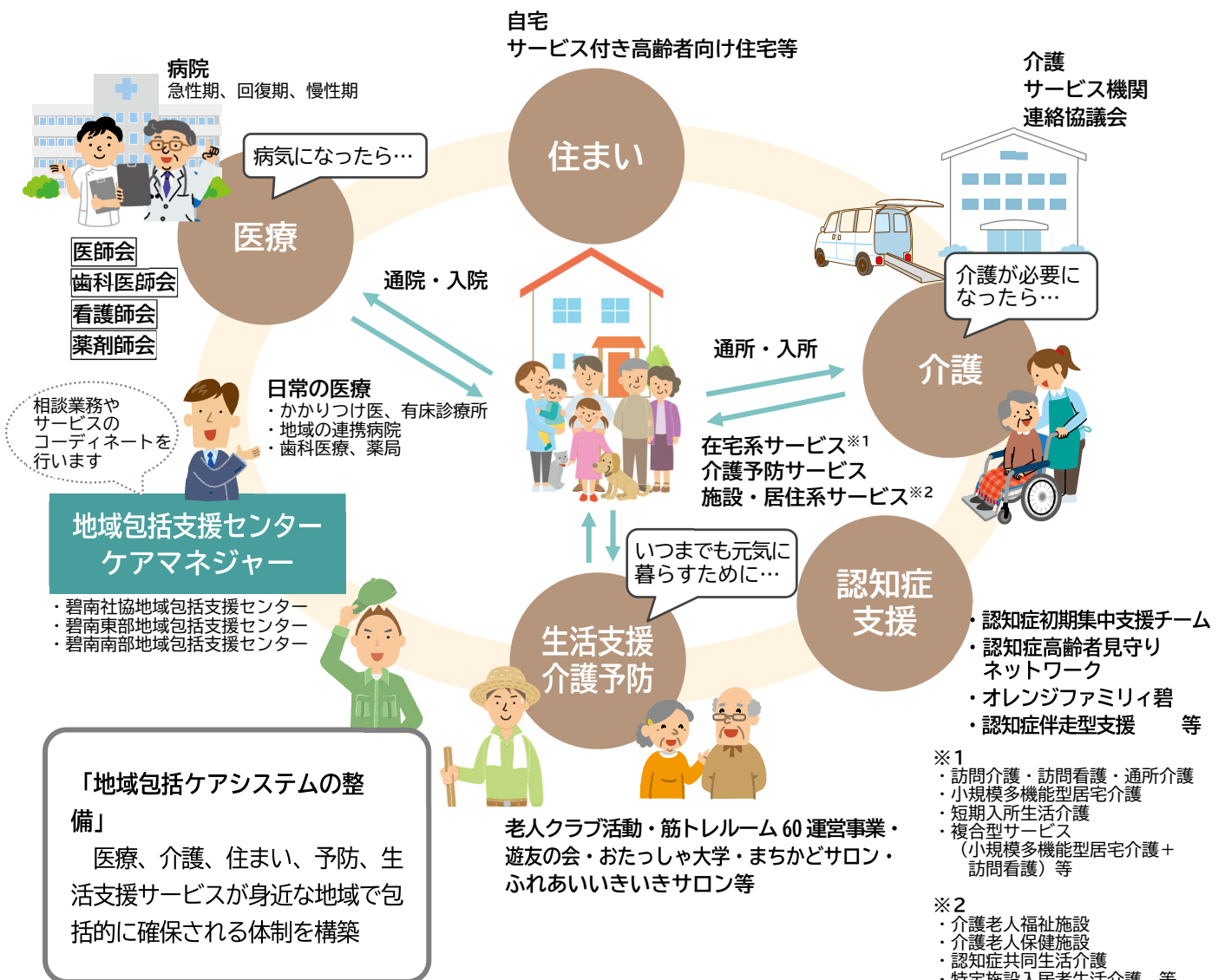
1 計画策定の趣旨と背景

本市では、令和3年3月に策定した「碧南市高齢者ほっとプラン（第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」において、基本理念である「高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり」の実現に向け、さらなる地域包括ケアシステムの充実により、高齢者が“ほっと”できる「安心」と“ホット”な支え合いの「あたたかさ」を感じられるような、共生のまちづくりを目指してきました。

このたび計画期間が満了したことから、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「碧南市高齢者ほっとプラン（第9期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」を新たに策定します。

地域包括ケアシステムの姿

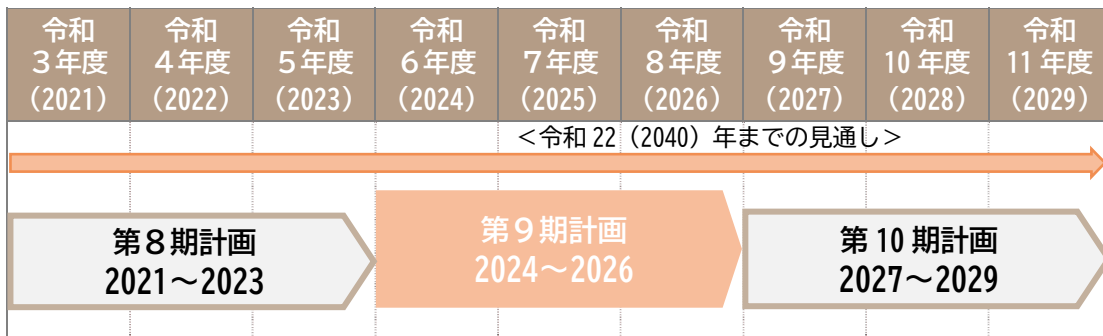
地域包括ケアシステムとは団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指します。



2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとしています。



3 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更等、既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・地域密着型サービスの普及 など

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備 など

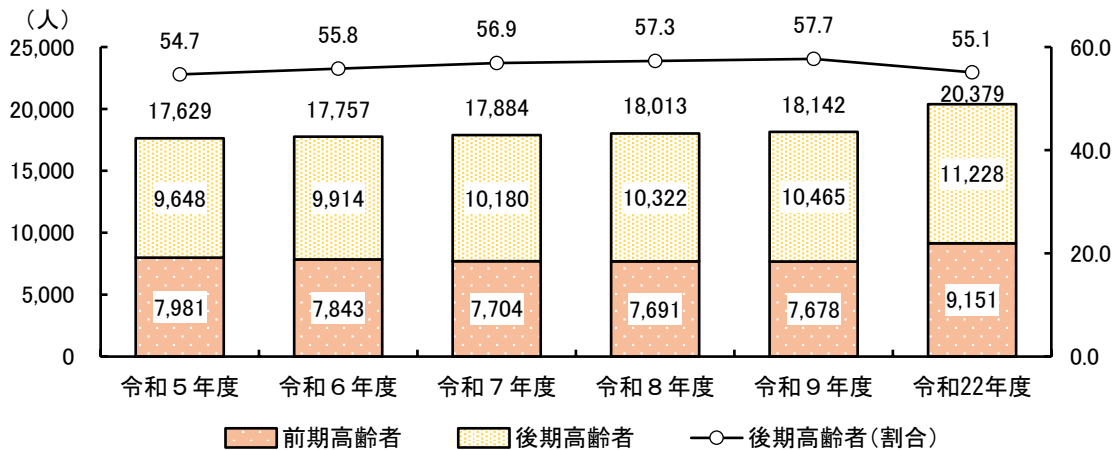
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備等の取組を総合的に実施 など

4 高齢者人口の推計

碧南市の高齢者人口及び高齢化率は徐々に増加していくことが予測されます。高齢者人口は令和5年度で17,629人、令和7年度で17,884人、令和9年度で18,142人、令和22年度で20,379人となる見込みです。

高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和9年度まで増加していくことが見込まれます。

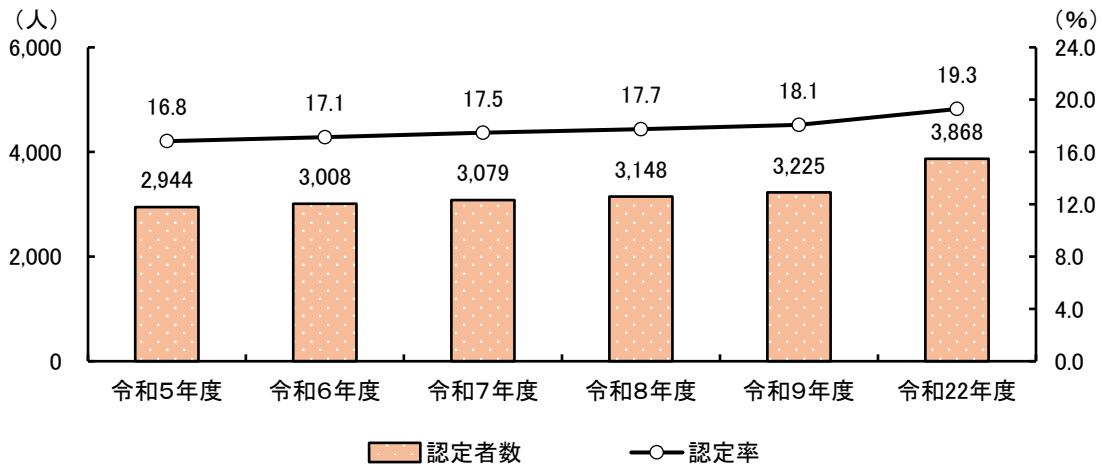


資料：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

5 認定者数の推計

碧南市の認定者数は徐々に増加していくことが予測されており、認定者数は令和5年度で2,944人、令和7年度で3,079人、令和9年度で3,225人、令和22年度で3,868人となる見込みです。

認定率は年々増加していくと予測され、令和5年度で16.8%、令和7年度で17.5%、令和9年度で18.1%、令和22年度で19.3%となる見込みです。



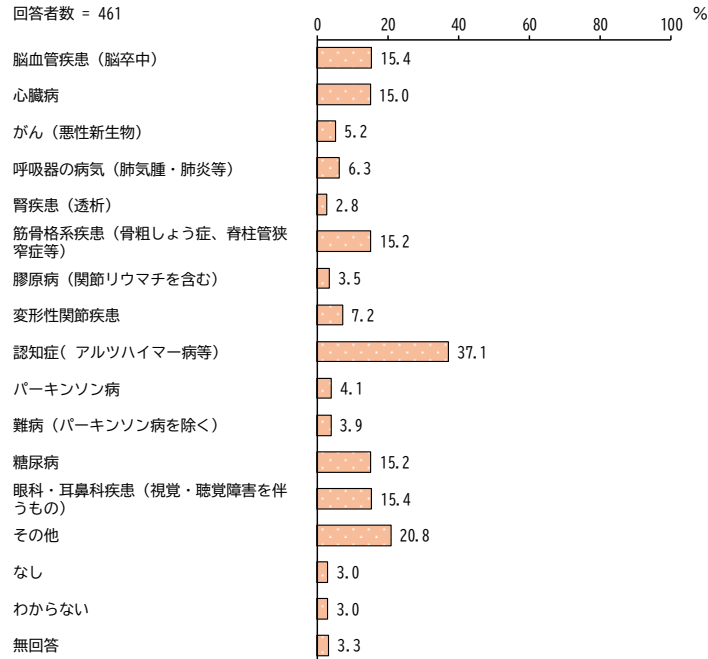
資料：地域包括ケア見える化システムによる推計値

6

アンケート調査結果からみた現状

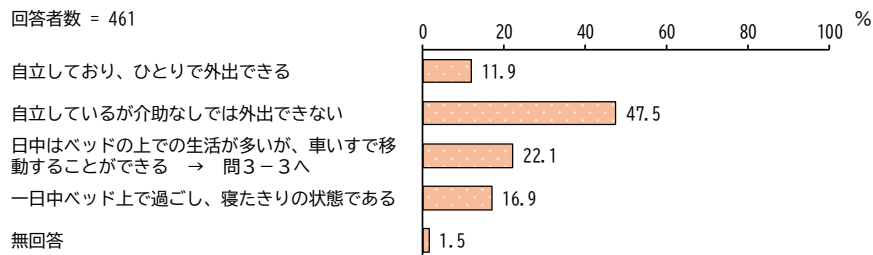
○ 現在抱えている傷病（要介護認定者調査）

「認知症(アルツハイマー病等)」の割合が 37.1%と最も高くなっています。



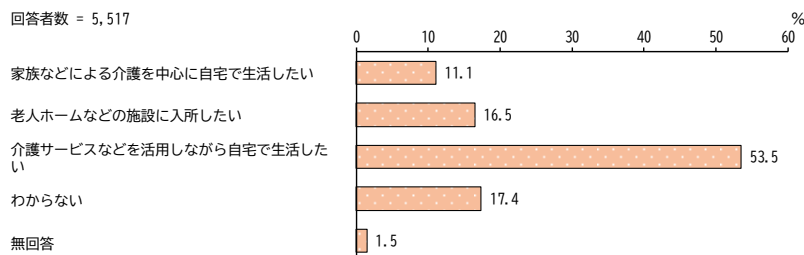
○ 生活状況（要介護認定者調査）

「自立しているが介助なしでは外出できない」の割合が 47.5%と最も高くなっています。



○ 介護が必要となった場合の生活（健康とくらしの調査）

「介護サービスなどを活用しながら自宅で生活したい」の割合が 53.5%と最も高くなっています。



7 基本理念

本市の将来像は「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」を掲げ、新たな力として次代を担う若者や産業基盤、先端技術などにより明るい未来に向けた持続可能な豊かな市民生活を目指しています。

【基本理念】

高齢者が安心して暮らせる あたたかい共生のまちづくり



8 目標

目標については、第8期の考え方を継承し、地域の実情に応じた施策・事業の充実を図っていきます。

1 健康と生きがいづくり

いつまでも元気でいられるように、健康寿命の延伸と、生きがいの創出を目指します。

2 支え合う地域づくり

ひとのわでお互いを支え合う、あたたかく住みよい地域づくりを目指します。

3 安心して暮らせる環境づくり

住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

9 目標と施策の体系

基本施策	施策の方向
目標1 健康と生きがいづくり	
1-1 健康寿命を延ばすための支援	(1) 生活習慣病の予防 (2) 健康保持と介護予防の推進 (3) 自立支援と重度化防止の推進
1-2 高齢者の活躍の場の創出	(1) 就労の場の確保 (2) 社会参加の支援
目標2 支え合う地域づくり	
2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成	(1) 高齢者を思いやる地域づくりの支援 (2) 市民参加による地域福祉の推進 (3) 地域における支援活動の活発化
2-2 高齢者とその家族を支える環境整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護の連携推進 (3) ヤングケアラーを含む家族介護者への支援 (4) 高齢者の権利擁護と虐待防止
2-3 認知症施策の推進	(1) 認知症の理解促進 (2) 認知症相談体制の確立 (3) 認知症当事者及び介護者への支援
目標3 安心して暮らせる環境づくり	
3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備	(1) 自立した生活の支援 (2) 高齢者に配慮した住まいの充実 (3) 高齢者にやさしい環境の整備 (4) 防災・防犯・防疫体制等の整備
3-2 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 施設サービスの推進 (4) 介護サービス利用に伴う低所得者対策
3-3 介護保険運営の安定化	(1) 情報提供の充実 (2) 介護給付適正化の推進 (3) 介護サービスの質の確保 (4) ケアマネジメントの質の向上 (5) 介護人材の確保・資質の向上と介護現場の生産性向上

10 施策・事業の展開

目標1 健康と生きがいづくり

1-1 健康寿命を延ばすための支援

医療と連携した生活習慣病対策、フレイル対策として保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとともに地域課題を把握し、ニーズに沿った健康づくりと介護予防の事業を展開します。

事業名	事業内容
高齢者入浴サービス事業	高齢者の外出機会の増加による健康保持、コミュニケーションの場づくりとして、あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦浴場・プール、高齢者元気ッス館浴室、公衆浴場（新川温泉）において、無料入浴サービスを行います。
まちかどサロン運営事業	地域における高齢者福祉の拠点として、新川まちかどサロン及び大浜まちかどサロンを設置しています。認知症カフェ等の自主事業を実施し介護予防やフレイル予防、高齢者同士の交流を促進します。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【新規】	地域の健康課題を分析して、生活習慣病等の重症化予防の取り組みや、通いの場等への積極的な関与を実施します。また、各介入場面において「後期高齢者の質問票」を取り入れ、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、生活習慣病対策に合わせ、フレイル対策に取り組みます。
介護予防に関する普及啓発【新規】	「自宅でできる、自分でできる」健康づくりや介護予防の方法について、広報やホームページ等で発信し、日々の生活で取り組めるよう支援します。
おたっしゃ大学	楽しみながら体系的に介護予防を学んでいただけるような仕組みとして「おたっしゃ大学」を行います。健康づくりや運動機能向上、口腔機能向上、低栄養予防、認知症予防、閉じこもり・うつ予防等の介護予防について普及啓発を図るとともに、高齢者が生きがいをもって、豊かな生活を送れるよう支援します。
筋トレルーム 60 運営事業	介護予防トレーニングマシンを利用して、運動機能を中心とした生活機能の維持・向上を図るため、筋トレルーム 60 運営事業を行います。
遊友の会	地域での介護予防の取り組みの一環として、閉じこもり・認知症予防に重点においた遊友の会を行います。介護予防サポーターの協力を得て開催しています。
自立支援型カンファレンスの実施	高齢者の自立支援と重度化防止等の観点から、医療・介護等の専門職による生活モデルに基づくディスカッションを実施しています。また、カンファレンスを通して、自立支援型ケアマネジメントの標準化、多職種の見点による重度化防止、ケアの質や意識の向上に取り組んでいますが、参加者が減少している現状です。

その他の主な事業

- まちかどいきいきサロン事業
- ふれあいいきいきサロン事業(社会福祉協議会)
- 健康診査事業
- 健康相談・健康教育事業
- かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師(薬局)の普及
- 75歳の介護予防調査
- 介護予防相談
- すこやか健康講座等
- 東部市民プラザでの介護予防教室
- 地域包括支援センターの介護予防教室等
- 介護予防・生活支援サービス事業
- リハビリテーション専門職による自立支援
- 切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築

1-2 高齢者の活躍の場の創出

就労や社会活動、健康づくり等を通じた生きがいづくりや、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて支え合うことのできる地域の担い手づくりを進めるとともに、高齢者が元気に活躍できる場の創出を促進する取り組みを推進します。

事業名	事業内容
シルバー人材センター補助事業	高齢者がそれぞれの能力を活かし、働くことを通じて生きがいを感じるとともに、健康を維持できるよう公益社団法人碧南市シルバー人材センターが行う担い手としての活動を支援します。
老人クラブ活動費助成事業	老人クラブに補助金を交付し、健康・学習・文化・スポーツ等活動機会の拡大を図ります。特に、若年層（60歳代）の会員の確保に努めます。
老人クラブ健康づくり事業	高齢者の外出促進による健康保持、コミュニケーションの促進等を目的として、「歩け歩け大会」「グラウンドゴルフ大会」「パタボード大会」等を実施します。

その他の主な事業

- 高齢者教室
- 老人クラブ社会参加事業
- 老人憩の家運営事業



目標2 支え合う地域づくり

2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成

敬老会助成等の取り組みや世代間交流、ボランティア育成等を推進し、誰もが高齢者福祉に向き合い、取り組むことができる体制の確立を図ります。

その他の主な事業

- 敬老会助成事業
- 高齢者と児童との交流の創出
- ボランティアの育成
- 高齢者見守りネットワーク推進事業
- 敬老金支給事業
- 地域福祉計画の推進
- 介護予防サポーターの育成
- ひとり暮らし高齢者等実態調査事業
- 福祉意識の高揚
- 社会福祉協議会との連携
- 傾聴ボランティアの育成

2-2 高齢者とその家族を支える環境整備

在宅介護者の介護負担を軽減し支援する環境を整備します。

地域包括ケアシステムの要である地域包括支援センターの周知に努めるとともに、在宅介護、在宅療養を継続するため適切なサービス、関係機関等につなげる相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容
地域包括支援センターの設置	碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センターの3か所と西端地区に1か所の出張所において、関係各所との連携を図り介護予防及び包括的支援に取り組んでいます。
在宅医療サポートセンターの設置	在宅医療サポートセンターを市民病院内に設置し、介護・医療関係者の連携推進、相談支援を行っています
はなしょうぶネットワークの運用	在宅での生活を支えるために多職種情報共有基盤として電子@連絡帳を活用して医療・介護・福祉の面から支援するシステム「はなしょうぶネットワーク」を構築しています。
在宅療養体制の整備	在宅医療を推進し、在宅での看取りや認知症高齢者の対応等のネットワークづくりを推進しています
介護用品支給事業	家族介護者の負担の軽減を目的として、在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者で、常時介護を必要とする方を対象に、紙おむつ等の介護用品支給券を支給します。
介護離職の防止【新規】	介護をしながらでも働き続けられることや介護離職を防ぐ方策の普及に取り組めます。
日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	判断能力が十分でないため、自らの判断で適切にサービスが受けられなかったり、契約等ができない高齢者に対し、サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援します。
成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	審判請求を行う者がいない審判請求対象者に対し、市長が成年後見制度の審判請求を行います。また、費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対して助成を行います。

その他の主な事業

- 総合相談支援業務
- 地域包括支援センターの適切な運営及び評価
- 多職種連携による地域包括支援ネットワークの推進
- 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置
- 市民への啓発普及
- 成年後見支援事業
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態の把握
- 地域ケア会議の活性化
- 多職種が連携する体制づくり
- 在宅介護に関する情報提供
- 家族介護教室開催事業
- 高齢者虐待に関する相談窓口

2-3 認知症施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえて認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を推進します。

事業名	事業内容
認知症への理解促進（認知症サポーター養成講座等）	認知症に関する講習会を定期的に行い、認知症に関する正しい知識を普及し、認知症高齢者とその家族への支援、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。認知症サポーター養成講座をキャラバンメイト連絡会と連携して開催し、オレンジサポーターを育成しています。チームオレンジ等の見守り体制の構築推進に取り組んでいます。
認知症伴走型支援事業【新規】	認知症高齢者グループホーム等が拠点となって、認知症の本人の生きがいにつながるような支援、認知症に係る専門的な知見に基づく日常生活上の工夫等や、家族の精神的・身体的負担軽減に資する助言等、認知症の人とその家族に寄り添い続けながら日常的・継続的な支援を行います。

その他の主な事業

- 認知症カフェの支援
- 認知症ケアパスの普及
- 認知症初期集中支援チームの活用
- 家族のつどい・本人交流会の開催
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
- GPSを利用した位置情報システム用携帯端末の貸出
- 高齢者声かけ訓練の実施
- 認知症地域支援推進員の配置
- 物忘れに関する相談支援
- 認知症高齢者等見守りネットワーク事業



目標3 安心して暮らせる環境づくり

3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備

高齢者が介護を受けながら、安心して自立した生活が送られるための住まいや地域環境づくりを推進するとともに、災害等への備えや見守りネットワークを構築する等、地域での支援体制が維持できるよう、各関係機関との連携体制の促進に努めます。

事業名	事業内容
高齢者等理容サービス事業	在宅のねたきり高齢者や重度身体障害者で、理容店まで行けない方を対象に利用券を交付し、市内の理容業者が家庭を訪問し、理髪とひげそりを行います。
在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業	1月の10日以上在宅で生活している65歳以上の方で、ねたきりや認知症の状態が3カ月以上継続しており、日常生活において介護を必要とする方を対象に手当を支給します。
高齢者タクシー料金助成事業【新規】	高齢者の外出手段を確保し、社会参加の促進や家族の介護負担軽減を図るため、タクシー料金を助成します。
高齢者見守り配食サービス補助事業	要介護認定を受けたひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認を伴う配食サービスの利用に必要な費用の一部を助成し、在宅生活を支援します。
緊急通報システム運営事業	65歳以上のひとり暮らしで虚弱な高齢者や、ねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯を対象に、病気・火災等の緊急時に緊急通報センターにつながる緊急用ボタン付き電話機やペンダントを貸与し、緊急時の情報伝達、安否確認に活用します。
救急医療情報キット配布事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、事前にかかりつけ医療機関情報、既往歴及び服用薬等を記載した用紙を冷蔵庫に備えることができる救急医療情報キットを配布し、救急等の情報伝達に役立てます。
住宅改善費補助事業	介護を必要とする高齢者、自立した生活への支援が必要な高齢者等に対して、住宅内の移動負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用の一部を補助します。
避難行動要支援者名簿等作成事業	避難行動要支援者に避難支援等を実施するための基礎とする名簿等を作成し、避難支援関係者に提供します。
ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業	在宅高齢者の日常生活を支援するため、簡易消火器、電磁調理器、火災警報器を給付します。
家具等転倒防止事業	65歳以上の高齢者世帯に属する人に対し、地震発生時の家具の転倒を防止するため、金具等で固定し、危険防止を図ります。

その他の主な事業

- 高齢者軽度生活援助事業
- 紙おむつ用のごみ指定袋の加算配布
- 高齢者外出支援サービス事業
- 車いす専用車の貸出事業
- 乳酸菌飲料の宅配サービス事業
- 養護老人ホーム等保護措置事業
- 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供
- 人にやさしいまちづくり事業
- ユニバーサルデザイン推進事業
- 高齢者に配慮した道路環境の整備
- 防災知識の普及、防災体制の整備
- 新興感染症に対する体制整備
- 寝具の洗濯、乾燥および貸与事業
- 高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業
- 車いす貸出事業
- 福祉有償運送事業
- シルバーハウジング等整備事業
- 生活支援ハウスの運営事業
- バリアフリー化推進事業
- 交通安全対策事業
- 市内巡回バス運営事業
- 消費生活、悪徳商法等の啓発事業

3-2 介護保険サービスの充実

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの提供基盤の整備・充実を図ります。特に、居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスについては、ニーズの増加も踏まえながら、更なる普及に努めます。

【事業目標】

項目名	事業所数 (令和5年度末見込み)	第9期計画期間中の 整備目標
小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	1か所	各1か所 ※ただし状況に応じ、どちら か2カ所でも可
看護小規模多機能型居宅介護	0か所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所	1か所

その他の主な事業

- 低所得者に配慮した保険料の負担、介護保険利用料の助成
- 社会福祉法人が実施する利用料軽減事業への助成

3-3 介護保険運営の安定化

高齢者や介護サービス提供事業者に対して、必要とされる情報が提供できるよう提供体制の充実に努めるとともに、介護給付等適正化事業に引き続き取り組んでいきます。

事業名	事業内容
ケアプラン点検	ケアプランを作成している居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランが利用者の自立支援のために、適切に作成されているかどうかを確認します。また、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「ケアプラン点検表」で自己評価を行い、その結果をもとに介護支援専門員とともに検証確認しながら「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた意識向上に努めています。
住宅改修・福祉用具実態調査	市の補助金の対象となる住宅改修について、事前と事後の現地確認を行います。また、事前にケアプランを確認し、プランに沿った住宅改修となっているかの確認・助言を行うとともに、改修後にモニタリングを実施します。福祉用具・貸与についても、必要に応じてケアマネジャー等による調査等を行います。また福祉用具貸与については、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、適正な貸与がされているかの確認を行います。
介護サービス相談員の派遣	介護サービス相談員がサービス事業所を訪問し、利用者が疑問や不安に思っていること等の相談に応じるとともに、事業所への助言を行い、サービスの向上を図ります。
介護支援専門員への困難事例への支援	地域包括支援センターの主任介護支援専門員は出前相談、窓口相談等で市内の介護支援専門員の相談に応じています。困難事例に対して包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組んでいます。

その他の主な事業

- サービス情報の周知
- 介護サービス事業所に関する情報提供
- 適正な要介護認定
- 医療情報との突合・縦覧点検
- サービス事業者への指導・監督
- 苦情相談窓口の設置
- 介護サービス機関連絡協議会との連携
- 災害に対する備えの検討
- 感染症に対する備えの検討
- 介護支援専門員への研修企画
- 主任介護支援専門員による支援

11 介護保険給付費等の見込み

○ 標準給付費の推計

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費	4,798,176	5,034,992	5,264,561	6,613,055
予防給付費	223,326	235,857	248,556	292,007
介護給付費	4,574,850	4,799,135	5,016,005	6,321,048
特定入所者介護サービス費等給付額	85,745	90,005	95,745	123,120
高額介護サービス費等給付額	102,877	108,021	113,422	129,555
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,000	15,000	15,000	15,909
審査支払手数料	2,888	2,993	3,098	3,468
標準給付費見込額	5,004,686	5,251,011	5,491,826	6,885,106

※令和22年度の推計は、見える化システムを使用した参考数値です。

○ 地域支援事業費の推計

単位：千円

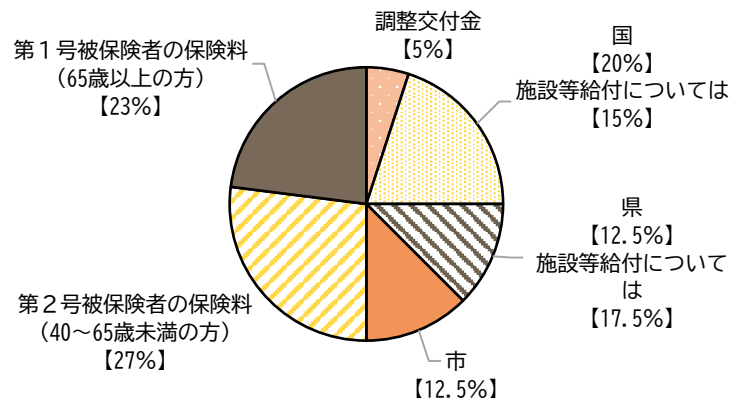
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域支援事業費	235,254	239,154	243,054	249,356
介護予防・日常生活支援総合事業費	136,880	138,280	139,680	140,316
包括的支援事業・任意事業費	98,374	100,874	103,374	109,040

※令和22年度の推計は、見える化システムを使用した参考数値です。

12 介護保険給付費の負担割合

この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。負担割合は3年ごとに政令で定められており、令和6年度から令和8年度は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%です。

給付費の構成比



13 所得段階別保険料の設定

第9期介護保険料基準額（月額）は、以下のように設定します。

第9期保険料基準額（月額）


5,600円

段落	対象者	基準額に 対する割合※1	月額※1
第1段階	・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下のもの	0.37 (0.20)	2,072円 (1,120円)
第2段階	市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円より大きく120万円以下のもの	0.60 (0.4)	3,360円 (2,240円)
第3段階	市町村民税世帯非課税者で第1段階または第2段階に該当しないもの	0.655 (0.65)	3,668円 (3,640円)
第4段階	市町村民税本人非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下のもの	0.85	4,760円
第5段階	市町村民税本人非課税者で第4段階に該当しないもの	1.00	5,600円 (基準額)
第6段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が120万円未満のもの	1.20	6,720円
第7段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満のもの	1.30	7,280円
第8段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満のもの	1.50	8,400円
第9段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満のもの	1.70	9,520円
第10段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満のもの	1.90	10,640円
第11段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満のもの	2.10	11,760円
第12段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満のもの	2.30	12,880円
第13段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が720万円以上800万円未満のもの	2.40	13,440円
第14段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が800万円以上900万円未満のもの	2.50	14,000円
第15段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満のもの	2.60	14,560円
第16段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満のもの	2.70	15,120円
第17段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が1,500万円以上のもの	2.80	15,680円

備考

1 第1段階、第2段階及び第4段階における合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、「給与所得」を「給与所得から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」として計算した額をいう。

※1：公費によって、第1段階～第3段階の方の保険料を（）内の数値に軽減します。



碧南市高齢者ほっとプラン<概要版>令和6年度～令和8年度
(第9期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

発行：碧南市
編集：碧南市 健康推進部 高齢介護課・健康課
〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地
TEL：(0566) 41-3311 (代表)
FAX：(0566) 46-5510

(令和6年3月発行)